本様式は、妊孕性温存療法を行う医師が記載します。

様式第1-2号(第8条第1項第一号関係)

埼玉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書 (妊孕性温存療法実施医療機関)

埼玉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者

に対し、妊孕性温存療法(※1)を実施し、次のとおり

1回の治療につき1枚必要です。 2回分まとめて甲請する場合は2枚ご準備ください。

2024年 4月 20 ⊟

医療機関の所在地 さいたま市浦和区高砂〇-〇 △△病院 医療機関の名称 福工利

		砂煤杆			>대가	4T		
		妊孕性温	存療法主治医師	<u>——</u> 氏名		×× (••	
					(1署)		
妊孕性 温存療 法を受	ふりがな	さいたま はなこ		生年月日	199	4 年	4月	1 日生
	氏名	埼玉 花子		性別		男・	$^{\textcircled{B}}$	
けた者	患者アプリ 番号	1234 5678 9012	患者アプ 無い場合、					
小児・AYA 医療機関で		患者等の妊孕性温存療法研究促進	事業の対象		はい・		いいえ	
妊孕性温存 機関名と当		て紹介を受けた原疾患主治医が所	「属する医療	医療機関の 原疾患主治	つ名称(× 台医の氏名(.	:×病院 △△		
妊		去研究促進事業(妊孕性温存療法) の申請回数 いの番号に○を付けてください)	分)	(1回 3 2回 (1回	目の申請 目の申請 目の申請は埼3 目の申請 目の申請は他の 道府県名 {		苻県) }	
		男性へ妊孕性温存療法を実施した (いずれかの番号に○を付けて<	た場合は、こ ください。)	ちらに記入	してください。			
	I	1 精子凍結保存	妊孕性温存物 凍結保存日 妊孕性温存物	療法終了日	(年 (年 (年)記載してくださ	月月	日) 日) 日)	
			備考 ()	
		女性へ妊孕性温存療法を実施した (いずれかの番号に○を付けて<	こ場合はこち ください。)	らに記入し`	てください。			
治療方法	п	1)胚(受精卵)凍結保存	妊孕性温存物 凍結保存日 妊孕性温存物 (上記実施日	療法終了日	(2024 ^年 (2024 ^年 (2024 ^年)記載してくださ	F 45	15日)	
		3 卵巣組織凍結保存	備考()	
		他医療機関依頼、院外処方等があ (※2)	ある場合はこ	ちらに御記。	入ください。			
	Ш	他医療機関への依頼 あり 医療機関名 (依頼内容 (· (12)	[核	はい」の場	号の	は、依頼)記載で	見先の[を依頼
		院外処方 あり ・ なし →「あり」の場合は、裏面の	の領収金額 内	り訳証明書に	こ記載してくだ	さい。		
領収金	金額合計	40	00,000 円(内訳は裏面の	Dとおり)			
備考	(※3)	院外処方	分も含む	めた金額	頼を記載し	てく	ださい	\ <u></u>
·/ 1	11 - 25da (4)6 (5)a - 5 5 5	重面の領	加全好	会計とこ		シゼ	:: : ::::	7.11

生殖機能が低下する又は失う 保存するまでの一連の医療行 での一連の医療行為のこと。

主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をⅢに記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、Ⅲに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。 **※** 2

妊孕性温存療法が正常に行えなかった等の治療内容に係る留意事項は備考欄に記載してください。 ₩3

領収金額 内訳証明書

項目	費用
精子、卵子又は卵巣組織の採取に要した費用(検査や排卵誘発剤代などを含む。)	200,000 円
胚(受精卵)を凍結保存する場合の受精に要した費用(受精料、培養料など)	100,000 円
凍結保存に要した費用(凍結処置料、初回の凍結保存料など(更新料は含まない。))	50,000 円
その他(院外処方)	50,000 円
その他()	Н
その他()	円
合 計	400,000 円

		治療期間		
2024 年	4 月	1日~ 2024年	4 月	15 ⊟

表面の治療期間と一致させてください。

領収金額に関する問合せ先		
担当課	医事課	
担当者	00	
電話番号	048-830-3599	

治療内容(表面)に関する問合せ先			
担当課	産婦人科		
担当者	ΔΔ		
電話番号	048-830-4809		

- ・ 助成対象となる費用のみを計上してください。
- 助成の対象となる費用は、ガイドラインに基づき行われる妊孕性温存療法に要する費用のうち、 精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚(受精卵)の凍結に係る医療保険適用外費用とします。
- 助成の対象となる費用は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料 (差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く 凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 院外処方箋を発行した場合は、主治医が患者から治療費として支払った領収書の提出を受け、領収金額を記載してください。
- 一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者 本人に提出いただくことにより、別途確認を行いますので、本証明書には記載不要です。